

「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和7年4月）」新旧対照表

新	旧
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 ～ 1-1-4 [略] 1-1-5 施工計画書 1. [略] 2. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事及び<u>5千万円未満</u>の工事においては、記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応 (2) 工程表 (9) 交通管理 (3) 現場組織表 (10) 安全管理 (4) 主要機械 (11) 仮設備計画 (5) 主要資材 (12) 環境対策 (6) 施工方法 (13) 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 (7) 施工管理計画 (14) 法定休暇・所定休暇(週休二日の導入) (15) その他</p> <p>3. [略] 4. 簡易な工事を除く<u>5千万円未満</u>の工事においては、受注者は以下に示す内容を記載した施工計画書とすることができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 工程表 <u>(3) 施工方法</u> <u>(4) 施工管理計画</u> <u>(5) 緊急時の体制及び対応</u> <u>(6) 交通管理</u> <u>(7) 安全管理</u> <u>(8) 環境対策</u> <u>(9) その他(契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載するものなど)</u></p> <p>5. ～7. [略] 1-1-6 ～ 1-1-10[略] 1-1-11 工事の下請負 1. 受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負人が、福岡県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中ではないこと。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 ～ 1-1-4 [略] 1-1-5 施工計画書 1. [略] 2. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事及び<u>3千万円未満</u>の工事においては、記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応 (2) 工程表 (9) 交通管理 (3) 現場組織表 (10) 安全管理 (4) 主要機械 (11) 仮設備計画 (5) 主要資材 (12) 環境対策 (6) 施工方法 (13) 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 (7) 施工管理計画 (14) 法定休暇・所定休暇(週休二日の導入) (15) その他</p> <p>3. [略] 4. 簡易な工事を除く<u>3千万円未満</u>の工事においては、受注者は以下に示す内容を記載した施工計画書とすることができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 工程表 <u>[新規]</u> <u>(3) 施工管理計画</u> <u>(4) 緊急時の体制及び対応</u> <u>(5) 交通管理</u> <u>(6) 安全管理</u> <u>(7) 環境対策</u> <u>(8) その他(契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載するものなど)</u></p> <p>5. ～7. [略] 1-1-6 ～ 1-1-19[略] 1-1-11 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負人が、福岡県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中ではないこと。</p>

新	旧
<p>(3)下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p> <p><u>2. 受注者は、下請契約の相手方を県内中小企業から選定するように努めなければならない。また、下請契約の相手方を県外業者(県内に本店を有する業者以外の業者)とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて選定理由書を監督員に提出すること。</u></p> <p>1-1-12 ～ 1-1-19[略] 1-1-20 建設副産物 1. ～9. [略]</p> <p>10. 適正処理の確認(マニフェストシステムの活用等) 受注者は、廃棄物の発生から中間処理、最終処分に至るまでの処理状況を、マニフェストシステムの活用により、的確に把握し管理しなければならない。 設計図書等で指定された産業廃棄物については、マニフェスト伝票のA票及びE票(E票が工事完成検査日に間に合わない場合はD票でも可)の原本を監督員に<u>提示しなければならない。</u>また、原本は厳重に保管(5年間)しておかなければならない。</p> <p>電子マニフェストによる場合は、A票及びE票の代わりに、情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)を提示するとともに、処分実績報告書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-21 ～ 1-1-44[略] 1-1-45 保険の付保及び事故の補償 1. ～5. [略] 6. 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後<u>1ヶ月</u>以内(電子申請方式に<u>よる</u>場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、また、契約変更によって追加購入した掛金収納書の発注者控えを工事完成時まで、発注者に提出しなければならない。 <u>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。</u></p> <p>7. [略] 1-1-46 ～ 1-1-52[略]</p>	<p>(3)下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>1-1-12 ～ 1-1-19[略] 1-1-20 建設副産物 1. ～9. [略]</p> <p>10. 適正処理の確認(マニフェストシステムの活用等) 受注者は、廃棄物の発生から中間処理、最終処分に至るまでの処理状況を、マニフェストシステムの活用により、的確に把握し管理しなければならない。 設計図書等で指定された産業廃棄物については、マニフェスト伝票のA票及びE票(E票が工事完成検査日に間に合わない場合はD票でも可)の原本を監督員に<u>提示するとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</u>また、原本は厳重に保管(5年間)しておかなければならない。</p> <p>電子マニフェストによる場合は、A票及びE票の代わりに、情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)を提示するとともに、処分実績報告書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-21 ～ 1-1-44[略] 1-1-45 保険の付保及び事故の補償 1. ～5. [略] 6. 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書<u>控え</u>を工事請負契約締結後<u>1箇月</u>以内(電子申請方式に<u>より</u>場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、また、契約変更によって追加購入した掛金収納書の発注者控えを工事完成時まで、発注者に提出しなければならない。</p> <p>7. [略] 1-1-46 ～ 1-1-52[略]</p>